

JAつくば市 サマーキャンペーン 2025



©よりそう

【取扱期間】

令和7年6月2日（月）～令和7年7月31日（木）



適用金利

年 **0.60%**

（税引後0.478%）

- 対象者：個人のお客様
- 預入期間：1年（自動満期継続）
- 商品：スーパー定期貯金
- 預入金額：10万円以上
- 取扱媒体：通帳式のみ
- 募集金額：20億円

JAバンクアプリプラスのダウンロードはこちら

JAネットバンクからも預け入れできます！



※新規の預け入れが対象となります。

他の金融機関や現金で保有されている資金を預け替えいただいて

定期貯金をお申込みされると、キャンペーン金利を適用させていただきます。

**JAつくば市では新規組合員を募集しております！
農家でない方も、組合員となることができます。**

配当金

出資金に対して配当が受けられます。

※JAの経営状況によっては配当率が変わる場合があります。

サービス

・厚生連病院で組合員割引が受けられます。

・農業に関する法律、税務、相談サービスが受けられます。

各種ローン

住宅・教育・自動車ローンなどが利用できます。

※所定の審査によってご希望に添いかねる場合もあります。

ご契約の諸条件等、詳しくはホームページの説明書またはJA窓口にお問い合わせ下さい。

お問い合わせはこちら

JAつくば市

本店金融課 029-857-3112

お問い合わせ及び取扱店舗

桜支店 029-857-3110
筑波東支店 029-867-0612

茎崎支店 029-876-0052
大穂支店 029-864-1151

筑波西支店 029-869-0303
豊里支店 029-847-3121

定期貯金商品概要

商 品 名	・スーパー定期貯金〈単利型〉	
ご利用いただける方	・個人のお客様	
期 間	・定型方式 1年（自動継続）	
預入方法	〈窓口〉	〈ネットバンク〉
（１）預入方法	・一括預入	・一括預入
（２）預入金額	・10万円以上	・10万円以上500万円以下
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。	
利 息	（１）適用金利 ・預入時における店頭表示の利率に上乗せした利率を満期日まで適用します。初回金利は、初回満期日までとします。満期日以後の利息は、自動継続時の店頭表示金利を適用します。金利については窓口でお問い合わせ下さい。 （２）利払頻度 ・満期日以後に一括して支払います。 （３）計算方法 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 （４）税 金 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。	
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。	
ご注意	・ＡＴＭからのお取組みは対象外になります。 ・既に当ＪＡに預け入れている定期貯金からの預け替えはできません。 ・金利情勢等により、適用金利が変更になる場合やお取扱いを中止させていただく場合がございます。 ・本キャンペーンでの粗品の提供はございません。	

組 合 員 出 資 概 要

組合員資格とは（農業をしていなくても組合員になれるの？）
組合員とは、ＪＡが行う事業活動に賛同し、自ら出資して利用・運営するメンバーのことで、農業を営んでいない方でも組合員になることができます。組合員として出資をすることで、ＪＡつくば市管内の農業を支え、地域農業の発展や食の安全、環境保全に貢献することができます。
ＪＡの組合員には正組合員と准組合員があります。
詳しくは最寄りのＪＡ窓口へお問い合わせください。

組合への加入方法
下記をご用意の上、最寄りの支店窓口でお申し込みください。
●身分証明書（運転免許証など）
●印鑑（認印可）
●出資金（1口1,000円）※出資限度額は3,000口（300万円）です。

脱退・払い戻しについて
出資金としてお預かりした資金は、ＪＡの資本金として長期的、安定的な組合の運営のために大切に運用されているものです。このことから貯金と異なり、すぐに払い戻すことはできません。また、貯金保険の対象外であり、ＪＡの経営状況によっては全口払戻が保証されるものではありません。

脱退・減口する場合の手続き
●脱退、減口する場合は最寄りの支店窓口へお越しください。
●任意脱退の場合、11月末日までにお手続きいただくことで、翌年の総代会終了後の5月にお支払いいたします。
●減口の場合、理事会の承認を得て出資口数を減らすことができます。1月中旬までにお手続きいただくことで総代会終了後の5月にお支払いいたします。

配当金について
●配当金は総代会決議により、増資のための「出資予約預り金」としてお預かりしております。お支払いを希望する場合には、配当期日前までの申し出により配当金をお支払いしております。ただし、出資口数が上限3,000口に達している場合には、申し出にかかわらず配当金をお支払いいたします。※振込先はご本人様名義の当ＪＡ口座のみとなります。
●配当率は、当該年度の業績により変動する可能性があります。最終的には総代会での剰余金処分案の決議により決定し、お支払いいたします。
●配当金は、出資済金額に対して日割り計算となります（計算期間 2/1～1/31）。そのため、年度途中の出資、増資については配当金額が変わりますのでご注意ください。

詳しくは窓口にお問い合わせください。（令和7年6月2日現在）
ＪＡつくば市